年　　　　月　　　日

一般社団法人抗菌製品技術協議会

会長　殿

会社名

住所

役職名　　　　　　　　　　会社印又は役職印

氏名　　　　　　　　　　　　　　　印

**誓　約　書**

　抗菌製品技術協議会への入会を申請するに際して、下記の事項を遵守することをお約束いたします。

1．入会の判断は抗菌製品技術協議会の審査に基づくものであることに同意し、抗菌製品技術協議会が審査において必要な書類等の提出を求める場合は、速やかに関連書類等を提出すること。また審査の結果、入会が認められなかった場合でも何ら異議を申し出ないこと。

2．入会が認められ会員となった以後は、入会規定第１条に従い、抗菌製品技術協議会の趣旨に賛同すること。

3．入会が認められ会員となった以後は、抗菌製品技術協議会が定める諸規定を遵守すること。

4．入会が認められ会員となった以後は、抗菌製品技術協議会に登録した抗菌加工製品、防カビ加工製品、抗ウイルス加工製品、抗菌剤、防カビ剤（以下、登録製品という）を製造、販売する場合は、登録製品を製造、販売する国、地域における関連法規を遵守すること。

5．入会が認められ会員となった以後は、会員が行う登録製品の製造、販売に関し、その品質維持に努め、一切の責任は会員自らが負うこと。

6．入会が認められ会員となった以後は、抗菌製品技術協議会及び他の会員から開示される技術上及び業務上の秘密情報は、第三者に一切漏洩しないこと。

7．入会が認められ会員となった以後は、抗菌製品技術協議会から、自社の登録製品又はその一部試料及び関連資料の提出を求められた場合は速やかに提出すること。

8．入会が認められ会員となった以後は、抗菌製品技術協議会諸規定に従い、入会金及び会費を抗菌製品技術協議会が定める期日までに納めること。

9．入会が認められ会員となった以後、本誓約書の定めのいずれかに違反した場合、及び抗菌製品技術協議会の名誉を毀損し、又は抗菌製品技術協議会の目的に反する行為をした等の理由により、抗菌製品技術協議会の諸規定に従い除名された場合はこれを直ちに受け入れること。

10. 退会を希望する場合は所定の退会届を提出し、それまでの会費を納入すること。

11. 反社会的勢力ではないこと、また反社会的勢力と関係を有せず、かつ将来にわたっても関係を有さないこと。

以上